

平成 2 5 年 9 月

美里町教育委員会臨時会会議録

平成25年9月教育委員会臨時会議

日 時 平成25年9月19日（木曜日）

午後3時00分開議

場 所 美里町南郷庁舎201会議室

出席委員（4名）

1番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2番	委 員	成 澤 明 子 君
3番	委員長職務代行	三 浦 昌 明 君
5番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員（1名）

4番	委 員	佐 藤 三 昭 君
----	-----	-----------

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	大 友 義 孝 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君

傍聴者（6名）

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 協議事項

- 1 住民懇談会（意見交換会）について
 - 2 小牛田地域学校給食センター基本構想にかかる提言について
-

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

第2 協議事項

1 住民懇談会（意見交換会）について

2 小牛田地域学校給食センター基本構想にかかる提言について

午後 3 時 0 0 分 開会

○委員長（佐々木勝男君） 平成25年9月教育委員会臨時会議を始めることにいたします。

会議に先立ち、4 番佐藤三昭委員につきましては、本日都合がつきませんでしたので、欠席という報告がございました。会議につきましては、過半数の出席ということで、会議は成立しております。以上、お伝えいたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 議事日程の第 1 は会議録署名委員の指名です。本日は、2 番成澤委員、3 番三浦委員にお願いしたいと思います。

日程第 2 協議事項

○委員長（佐々木勝男君） 次に、日程第 2、協議事項二つございます。協議事項 1 住民懇談会（意見交換会）について。協議事項 2 小牛田地域学校給食センター基本構想にかかる提言について。

この 2 つについては関連する内容がございますので、あわせて協議事項ということで取り上げたということでございます。このことについて、事務局のほうから提言、御説明をお願いしたいと思います。

○次長兼教育総務課長（大友義孝君） 私のほうからお話をさせていただきます。

まず、1 点目の住民懇談会（意見交換会）は、よりよい学校給食を進める連絡協議会の皆様と、7 月 18 日に開催したところでございました。その懇談会の中では、いろいろと御指摘をいただいた部分がございました。その懇談会を通して、いろいろな提言もいただいたこともございます。その状況の中で、同じ団体の皆様から、8 月 28 日に美里町教育委員会に対しまして、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の取り下げについてということの提言をいただいたところでございます。この関係につきまして、扱いにつきまして、御協議をしていただきたところでございますが、その背景といいますか、経過について若干触れさせていただきます。

この基本構想の取り下げについての提言をいただいたのが 8 月 28 日でございました。9 月の美里町議会定例会がございまして、その席上で議会議員の皆様から一般質問の通告書ということで頂戴をしたものがございました。どういったものかといいますと、「よりよい学校給食を進

める連絡協議会」のほうから教育委員会に対して提言がなされたようですが、内容は一体どういうふうなものですか、その措置をどうしますかという一般質問でございました。このことにつきましては、教育長のほうからその回答を議場にてしているところでございますが、まだ教育委員会としていただいたものでありますし、「教育委員会としてまだ協議もしていないので回答はできません」と、回答できない旨の答弁をしたということでございます。あわせて、町長のほうにも質問がなされていると一般質問でございましたので、町長のほうは教育委員会との確認作業も必要であるということから、その確認をしてから回答申し上げるという回答でございました。

以上のような経過を踏まえて、教育委員会の臨時会として、本日御協議をいただくものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、既に提言をいただきましたものと、それから、いろいろと7月の懇談会の会議録の部分につきましては、「よりよい学校給食を進める連絡協議会」の方と、その会議録の調整作業を済ませておりまして、少し時間かかってしまって申しわけございませんでしたが、教育委員にも配付をさせていただいたとおりでございます。

そういったことがございまして本日の会議でありますので、どうかよろしく議審議お願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいま、協議事項の1、2については御説明をいただいたとおりでございますが、「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」の取り下げについて（提言）ということの、よりよい学校給食を進める連絡協議会代表、中村みき子様からの御提言が教育委員会に平成25年8月28日付で提出された文書がございます。もう1つ、美里町長佐々木功悦様あてに、平成25年8月19日、よりよい学校給食を進める連絡協議会代表、中村みき子様からの文書がございます。

その二つの文書の中で、理由というところがございまして、学校給食センター基本構想の取り下げについての提言の理由としては、「精査したと書きながら精査しておりません」が理由の1つ、理由の2、「基本理念がありません」ということ。理由の3、「教育基本法の趣旨に反しています」ということ。その理由から基本構想を早急に取り下げるよう提言しますということ。

美里町長佐々木功悦様あての質問1ということで、「基本理念のない基本構想は無効とすべきではないでしょうか」というのが一つ、質問2、「虚偽の記述を含む文書を認めるのでしょうか」が2つ目。質問3、「教育基本法違反の基本構想は無効にすべきではないでしょうか」とあります。そこで、その三つの質問をいたしますので、御回答をとということで、そういう内容のもの

でございます。

この理由に関することで見ますと、教育委員会に提出されたものと、町長あてに提出されたものの内容については関連性があるということで、いろいろ意見をいただきたいと思いますっております。このことについてはよろしいでしょうか、進め方として。

(「はい」の声あり)

○教育長(佐々木賢治君) 確認させていただきたいのですが、町長あてに出された文書ですか、これについては、ここでどうのこうのはできないと思います。町長あてにこういったものが来ていますというお知らせ程度で構いませんので。このことについては、ここでどうのこうの話すことはありませんので、よろしくお願いします。

○委員長(佐々木勝男君) ただいま、御意見いただきましたように、美里町長佐々木功悦様宛の文書の中身については、教育委員会で論議することはできません。したがって、関連はありますけれども、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想取り下げについての提言ということで、理由の1、理由の2、理由の3についての、この三つのことについてご意見をいただきながら、この提言をどのように教育委員会として捉えるか、考えをどのように持っていくかを協議したいと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

○次長兼教育総務課長(大友義孝君) 委員長さん、申しわけありません。先ほど説明の中で漏れたのかなと思いますけれども、まず7月に懇談会を持った際に、いろいろと集まっていた皆さんから様々な話がありました。その中で、教育委員会で検討してみた方がいいのではないかというふうな部分もあったのですね。その会議記録は見ていただいたと思うのですが、これは、今回いただきました提言の中にも関連するものがあります。

したがって、二つの案件を一括で協議をしていただくということになると思いますので、この部分、懇談会の部分、それから提言を受けた部分というのは分けることではないということでございます、行ったり来たりするのかもしれませんが、よろしくお願いしますと思います。

○委員長(佐々木勝男君) 進め方の確認ということで、今御意見いただきましたけど、再度確認をいたしますが、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の取り下げについての提言の内容について、7月18日の懇談会記録の内容と関連させて御意見をいただきたいと思いますということになります。よろしくお願いしますと思います。

○3番委員(三浦昌明君) まず、この「取り下げについて(提言)」とございます。冒頭の文章の下の方を見ますと、要は、「この下記の理由からこの基本構想を取り下げるよう提言します」と、この「早急に取り下げるよう提言」したことに対しての回答を協議することでよろしいの

ですね、こういう捉え方でいいのですね。

（「はい」の声あり）

はい、わかりました。ということは、議論の中でこの理由を一つ一つ議論する必要はあると思うのですが、その回答の中にはその部分は盛り込まなくてもいいという捉え方でいいわけですね。

○委員長（佐々木勝男君） そのことについては、各委員の意見をいただくと。

○3番委員（三浦昌明君） 意見は当然、議論はしなければいけないでしょうけれども、回答としては、そういうことになるのではないですか。

○委員長（佐々木勝男君） 「取り下げるよう提言します」ということで、取り下げはどのなの、取り下げという考えについては、教育委員会としてはどう考え、どのように思っているのかということをお問われていると思いますね。

○3番委員（三浦昌明君） そうですね、わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） 「下記の理由から」というところの文言がございますので、下記の理由というのが3つございますので、その3つについても協議の中で委員の皆さんから御意見をいただくとありがたいと思います。

○3番委員（三浦昌明君） まず、精査したというところですけども、7月18日の議事録では、要は、教育長が精査していないと、この前段が、12月27日提出以降のことでの議論なのですよ。そこで、10ページに、そのために精査のための議論はないと返答したのですが、この基本構想を提出したときの添書にある、「精査した上で提出について協議を行いました」というのは、実際我々、私の記憶では、後から出したものについて、持ち帰っていろいろと精査した記憶がございます。ですから、ここで添書に載っている精査というのは、そのことを書いているのだと思うのですね。12月末に出すために、わざわざはしていなかったような記憶があります、確かに。

ただ、それ以前にやっているの、そのことをここで書いていると考えました。そうではなかったですかね。ですから、これは捉え方がちょっと違うのではないかと思います。

実際、持ち帰ってチェックして、委員会でそれを行ったという記憶がございます。

○委員長（佐々木勝男君） それで、12月27日に提出の際は、精査していなかったのではないのかという問いかけだと思いますが、この辺はどういうふうに考えますか。

○3番委員（三浦昌明君） ですから、12月末に出すために、改めて精査というのはしなかったような気がします。それ以前にやっていたので。それを出すしかないだろうという話になった

のではなかったのかなと。

○委員長（佐々木勝男君） はい、お願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 懇談会のときには言葉足らずだったかもしれません。それで、いわゆる精査のための議論ですね。たとえば基本構想を出して、1ページから何ページまで「何かありませんか」とか、そういった議論はしていないと。それで、いま三浦委員さんが言われたように、7月に基本構想を取り下げて、改めて基本構想を再提出するということを議会で報告してあることは、教育委員会で報告してあります。そして、その後もう1回再提出するまでの見直しを三浦委員さんが言われたように、各委員さんにお渡しして見ていただきました。修正点があれば事務局にご連絡下さいと。それで、その後、特に指摘された事項がなかったと。それで、12月27日に提出しましたが、その2日ほど前に定例会、12月、本当にぎりぎりだったのですけども、定例会がありまして、そのときにその再提出する基本構想について1回確認してあります、議事録にもあります。ですから、そこまでの流れで、いわゆる精査の取り方だと思うのですが、各教育委員の皆さんが1つも見ないで出したという、そういうことではございません。

○委員長（佐々木勝男君） 三浦委員さんの確認について、それでいいですか。

○3番委員（三浦昌明君） ええ。あと、よろしいですか。

○委員長（佐々木勝男君） 今の件ですか、それとも違う件ですか。

○3番委員（三浦昌明君） 別です。

○委員長（佐々木勝男君） 精査のことについてはほかにございますか。では、次の別な件でお願いします。

○3番委員（三浦昌明君） 理由2、理由3、ございますけれども、私は北浦出身で、私がPTAで子どもがいたころですね、中卒小学校の建設であるとか、そういう時期です。中卒小学校は最初から給食センターを前提にして建てられた建物であるというふうに認識しています。当時から、もう給食センターになるのだという、我々親の段階ではそういう認識があったのを覚えていてます。震災後、中卒小学校の給食施設が使用できなくなって、北浦小学校から運んで、本当に北浦小学校の給食室が給食センターみたいになっていますけれども。

確か、中卒小学校建設に関するPTAに対するいろいろ懇談会などでも、既に給食センターの前提があったと感じています。そのような記憶がございます。ですから、住民の中では、北浦、中卒の住民にとっては、「いつ実施するのか、いつ建設するのだ」というような感覚でいたのです。そのところがね、昔から住民の間ではそういうふうな感覚になっていたというふう

に思っているのです。ですから、どうなのかな、改めてこの基本構想ができたから給食センター問題というような感覚は、一般住民は捉えていないと思うのですけれども、如何なものでしょうかね。

○2番委員（成澤明子君） 確認ですけど、給食の。三浦さんがPTA時代で中塚小学校新設するときには、給食室はつくらなかった。

○3番委員（三浦昌明君） 多分ないですね。

○2番委員（成澤明子君） というのは、その話は、合併の後なのですか。

○3番委員（三浦昌明君） 前です、前ですね。

○2番委員（成澤明子君） その間は震災で壊れる前はどんな具合に。

○3番委員（三浦昌明君） 本来の中塚小学校の給食施設だけ残していたのです。そこから運んでいたのです。

○2番委員（成澤明子君） そこを壊さないで。今は、震災で壊れて北浦小から運んでいる。

○3番委員（三浦昌明君） ですから、北浦、中塚にいます、「センターありき」というのは一般的には捉えられていたと思うのです。

○2番委員（成澤明子君） 何か突然今始まったことではない。

○3番委員（三浦昌明君） ではないですね。

○2番委員（成澤明子君） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） 三浦委員、補足ございますか。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長いいですか。今までの経緯については、私も何回も聞かされてきました。旧小牛田町時代、それから合併する前、合併協議会における給食センター化、それについては私がここでどうのこうの言わないのですが、基本理念についてちょっとお話していいですか。

2点目のですね、これ議会でも実は質問いただきました。基本理念ではないのではないかと。それで、確かに次のように答弁しましたが「みんなが楽しみにしているおいしい給食」。この文言だけが基本理念ではないのですね、この構想を見ますと。この部分だけ取り上げられると、本当にキャッチフレーズじゃないかと指摘されるのも、全くそのとおりです。ただ、よくこの構想を見ますと、そこに至るまでに、例えば「児童生徒のバランスのとれた食事に配慮する」、それから、「望ましい食習慣を形成する」、そして3つ目に、「生命、自然の恩恵に感謝し、伝統的な食文化や食糧生産に理解を深める」、いわゆる食育ですね。そういった三つの視点で主に述べられております。そして最後にこのおいしい給食と。ですから、その部分だけとらえますと、

キャッチフレーズ的になりますが、流れからいきますとその部分だけではありません。ですから、基本理念というものはきちっと謳われているなど、そういうふうに判断しておりました。そのようにお話をしました。もちろん今もそう思っています。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいま説明、考え方についての御説明いただいたのですが、それで御理解いただけますか。

○教育長（佐々木賢治君）　理解というか、そういう私の議会で報告してありますし、そういうふうにももちろん思っております。

○委員長（佐々木勝男君）　議会でも御答弁した内容でございます。

○教育長（佐々木賢治君）　それについてここで議論、どうのこうのではないと思うのですけれども。

○２番委員（成澤明子君）　美里町小牛田地域学校給食センター基本構想、平成24年12月美里町教育委員会という冊子なのですけれども。その７ページに学校給食の基本理念というのがあって、今教育長さんが話されたようなことが確かに書いてあります「学校給食を提供するに当たっては、この学校給食法の目的に沿い、児童生徒のバランスのとれた食事に配慮し、望ましい食習慣を形成するとともに、生命、自然の恩恵に感謝し、伝統的な食文化や食糧生産に理解を深めれなどの食育を推し進め、児童生徒の心身の健全な発達を図るための重要な教育として捉え、日々これらの目標が達せられるような努力が必要である。また、食育基本法の制定や、食育推進基本計画の策定、栄養教諭制度の創設など、学校教育における食育の推進と、学校給食の充実が求められていることから、新たな取り組みを視野に入れた、安全・安心で質の高い給食の提供を目指した経済効率の高い施設設備、事業運営を行い、みんなが楽しみにしているおいしい給食を基本理念とする」と書いてあるのですが、この部分が基本理念に当たるのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君）　その内容ですか。今、成澤委員に文言について朗読していただきましてけれども、このとおりでよろしいですね。

（「はい、そうですね」の声あり）

ほかの件についてございますか。まだ触れていないのが理由の３ということになるのかなと思います。

○３番委員（三浦昌明君）　１ついいですか。私が入ったときに、この基本構想はあらかじめできていて、そのまま提出という形になった。当時内容がわからない中で、どういうものなのかなということで、皆さんのお話を聞いていた中での私なりの捉え方だったのですが、この基本構

想という書類そのものですね、これが一体どういうものかというなのですよ。パブリックコメントをいただくためにつくるものだというふうに理解していました。

それで、今回のようにいろいろな意見が出されて、いろいろな意見の方がいるということが出てきたということは、基本構想の目的は非常に有効に働いたというふうに言っていると思うのです。ただ、あくまで当時のこの基本構想というのは、アウトラインを当時の考え方でつくったというものであって、大分前からこの諮問委員会であるとか、いろいろな方の意見を積み重ねながらできてきたということがあったので、私たちが精査するであるとか、そういうときには大きな変更を加えずに、内容を変えずに文書をまとめるという考え方に努めていたと思います。私はそういうつもりでやっていたという思いがありましたね。

つまり、これが全てで、これをもとにすぐ建てるというような文書でないというふうに理解していましたので、そのような気持ちでした。ですから、結果的に言うと、これを取り下げるとことはあり得ないのではないかというふうに私なりには思っています。

○委員長（佐々木勝男君） ほかに意見をいただきたいと思います。

こちらのほうから意見を求めますが、次長からパブリックパブリックコメントについて補足説明というのはございますか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） パブリックコメントについては、現在は要綱が改正しております。このパブリックコメントそのものは、幅広くいろいろな計画に基づいたものの町民の皆さんの御意見を頂戴することになるかと思います。それがマルバツ式で言うならば、この計画はだめですよというふうなバツになる、それから、これは本当によろしいですねとマルになる、いろいろな見方が出てくるとは思いますけれど、そのパブリックコメントそのもので賛否が決するというものではないというふうに思いますし、ただそのパブリックコメントのとり時期、こういったところもやはり問題があると思います。

パブリックコメントよりも本当にやるのであれば、こういった1つの案を絞ったのだけれど、それを町民のほうに出向いて行って、逆に意見を求めた上で成案とするという方式のほうが、一番直面して意見反映をしやすいのかなと。それがやはり、市なり町が大きくなると、それがなかなかできないという背景もあって、このパブリックコメントもあるのかなというふうな感じはしているのです。

ただ、御意見を頂戴した部分については、そのものに対して回答はしなければならないと思います。そういったふうにするということにもなっておりますし、手続き上の問題ではなくて、やはり町で何かをするということは、限られた職員だけで決められるものではありませんから、や

はり皆さんの御意見を頂戴しながらやるということの意思のあらわれだというふうに思っております。

また、このパブリックコメントに絡めてですね、いま三浦委員さん、成澤委員さんからいろいろ御発言をいただいておりますけれども、懇談会を開催したときに、「よりよい学校給食を進める連絡協議会」の皆さんから、いろいろな提言なり、こうしたほうがいいのではないですかというふうな文書、そういう資料提供をいただけてきました。そういった中で、たった2時間の懇談会だったのですが、私なりに整理してみますと、項目的には28項目ほど一つ一つ積み上げていくと、あると思っております。

ただ、その中であえて申し上げれば、基本構想を提出したのだから、納得できるような説明をしろということですね。これは当然だと思います。

それから、センターをつくろうという結論だけがあって、基本理念がないのではないかといいことですね。これはずいぶん前から話をいただいていたところだと思います。

それから、基本構想そのものについては、いろいろな思いが詰められていると私は思いますけれども、そういったものの基本構想、みんなからいろいろなことが言われているような基本構想なので、教育委員会ではもう少し検討したほうがいいのではないですか、そういったものが今回の提言の中にも表れているのかなと。

それから、町民の皆さんが研究し提言をいただいた部分がございました。そういった部分についても、やはり大いに活用すべきでしょうというふうなこと。

それから、今ありましたように、何でパブリックコメントをしないのかというふうな、いろいろな御意見、それから御質問を頂戴したと思っておりますけれども、まず私が思うのには、この懇談会の際は、12月27日に提出したところから前向きに検討していきましょう、そういったことで開始したものでございますけれども、やはり前提となるのは平成12年までどうしてもさかのぼってしまう。その考え方「去年の12月からだよ」というふうな部分を、お話を頂戴しましたが、なかなか前の部分が払拭しきれないのです。これは個人的な意見を述べさせてもらって申しわけないのですが、これなぜかと言うと、22年4月に1回目提出した基本構想がどうしても基軸となっているのですね、どう考えても。本当に去年の12月27日以降の提出した部分から前向きに考えましょうねという、よりよい学校給食を進める連絡協議会の皆さんには、「どうもありがとう」とはっきり言いたいのですよ。そこからスタートですねと。けれども、必ず前にもどってしまう。なぜかと言うと、基準はそこにあるから。私の頭の中には、合併協議以前の小牛田町時代の背景、合併協議を通しての会議の中身、それから合併の住民説明会、そうい

ったものを全て通してきて、関わりがありましたので、その背景が払拭できない原因だと私なりに思っているのですね。

ですから、1つは、美里町の総合計画、今改定版あります。改訂版がありますけれど、これは基本理念から始まって、基本構想、基本計画、実施計画、どんどん、どんどん、一つ一つ事業が下がってきます。それは、美里町の町民が目指すもの、そこにたどり着くためにどういったことをやっていくかということ、事業を分けたのが事務事業なのですね。その中の部分で言えば、当時から学校給食センターをつくるというふうになっていました。ですから、懇談会の席上でも話があったと思いますけれども、話がかみ合わないのは教育委員会では給食センターありきで進めましたね。私らは給食センターにたどり着く前に、学校給食はどうあるべきかということを考えてお話しているつもりです、そこに溝がありますね。そういったことではなかったでしょうか、懇談会の。ただ、それが1つの大きな原因だと思います。

ただ、総合計画、それでは合併の部分まで踏み込んでいかなければならないというのは、もう基本構想がなくても、給食センター化にしていくということが決まっていたと。だから、教育委員会は給食センター化にもっていくためにどういうふうなことをすればいいのかというような基本構想をつくっていった。そういうふうにしかなかったのですね。その考えは、教育委員会に来てからではなくて、前任の部署にいたときからそういうふうに思っておりました。

でも、現実に関今基本構想が、昨年12月27日に出した基本構想がここにあります。その計画に向かって実現をするための基本構想なのです。その夢に向かって進むのですから、その基本構想というのは物すごく大事なものです。ただ、合併協定でもありましたように、総合計画をつくってみても、社会情勢の変化というのは大きいものがあります。合併協定の中、総合計画に盛り込んだもの、その中でも社会情勢の変化で実現が不可能になってきた事業、そういったものがありますけれども、それぞれ見直しして現在の総合計画の改定バージョンがあるというふうなことになります。その中で今、この基本構想だけをとって学校給食センターを進めるのか、究極なことを言えばですね、センターをつくるのかと。

教育委員会では何度も申し上げますけれども、町長には財産取得の申し入れは行っておりません。そこまで至っておりません。今後どういうふうな角度で財産取得の申し入れをするかということがすごく問題になってくると思いますけれども、教育委員会としては給食センターも大事だ、給食施設も大事だけれども、震災の影響を受けて美里町教育全体、教育環境全てをもう1回考え直していかなければいけないと、そういうふうなことで今、学校教育環境審議会をや

っていただいております。その中でいろいろありますけれども、当然給食施設というのは学校施設の中には含まれて来ておりますけれども、その審議の中の深さの部分があると思います。そういった部分でやはり考えていくべきものですし、この懇談会を通していろいろな御意見、質問をいただいた部分が、今3つの理由によって提言がなされておりますけれども、これ一つ一つに対して回答ではなくて、提言に対する回答をするのかと先ほど三浦議員さんからお話がありましたけれど、ことの大きさから見ると、やはり理由、せつかく3つの理由あって、出してもらっているのですから、それぞれのやはり回答は議論した上で、あってもいいのかなというのが事務局、私なりの考え方でありまして、こういったことを提言してもらう背景には、皆さんいろいろ考えられて提言していただいているのだと思うのですね。ただ単純に白紙撤回すればいいということだけで考えていらっしゃるのではないと思います。

ただ、問題なのは、提言をいただいてすぐ議会の一般質問があつて、教育委員会を通さなければ回答できませんから、そういったことも踏まえながら、考えていかなければならないと思いますし、教育委員会としては真摯にそれに向かって答える必要性があるのではないのかなと思っております。ただ、一つ一つの理由については、先ほど教育長が言いましたように、議会でも再質問の中で答弁している部分もありますし、これまでも随分いただいた御質問も共通する部分があります。そういった中でその都度、その都度回答しております。ですから、そういった部分についての回答にしかないのではないかなと思っておりますけれど、最後に提案書いただいた中の2ページ目に、下のほうの2行のほうに、いろいろな背景があつて、教育委員会だけが四面楚歌になっているのだよ、何でそこまでセンター建設に固執するのか、理由が全くわかりませんというふうなこと書かれています。これは、本当に四面楚歌になっているのかどうか、教育委員会というのは独立機関ですから、一つの組織です。そういった中での部分ですからね。

それから、3ページ目の最後には、いろいろな提言理由を述べられて、回答については町長部局と歩調を合わせて、議会のことも心配していただいておりますし、9月20日、明日の正午まで回答してくださいと。さらに、具体的でわかりやすく、かつ的はずれのない、的確な回答をお待ちしておりますというふうなことまできちっと書かれています。

回答はそれを理解するか、理解できないか、いろいろな分かれ道にあると思いますけれども、これまでも何度か質問をいただいて、その的はずしの回答だったとかいろいろ言われますけれども、やはり私らとしましては、教育委員会の中で議論したものを書いて、それを提出すること。それから、知っている事実を全部委員の皆さんには承知してもらわなければならない

いということ、その上で判断をいただいて行っていくということだと思います。

現実、何度も言いますが、基本構想があつて、じゃあ仮になかったらどうなのか。基本構想がなかった場合どのようなのか、具体的に食育推進で学校のほうにどういった指導をすべきなのか。提言の文書をいただいた中で全部事足りるのか、そういったことを教育委員会の中では本当に細かく議論をして、そしてここで方針を固めて指示を出さなければならない。そういった部分もあると思います。

いただいている提言資料は全部目を通しておりますけれども、やはりそういったことだろうなというふうな部分もありますので、それを実践しなければだめ。基本構想がなくても実践はできる部分はいっぱいあります。ただ、環境改善ができない部分があります。その部分をどうするかということになってくると思いますし、さらに給食施設の問題よりも校舎の問題、少子化の問題、いろいろ出てありますから、先ほど言ったような審議会があるということです。

パブリックコメントを通じて、ちょっと思いといいますか、余計なことですがけれどもお話をさせていただきました。

○委員長（佐々木勝男君）　ありがとうございます。

現在までの背景も含めて、お話をいただきました。ありがとうございます。では、理由の1、2、3については。

○2番委員（成澤明子君）　済みません、質問いいですか。

今の次長さんのお話で、9月議会の定例会で一般質問されたのでしょうか。何かよく聞こえなかったのですけど。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君）　9月の一般質問をいただきまして。

○2番委員（成澤明子君）　それっていつなのですか、9月定例議会というのは。その質問いただいた日というのは。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君）　美里町議会では、一般質問の場合は、事前通告制をとっております。8月28日に一般質問通告をいただきました、全議員さんですね。それを、議員さんからいただいた部分については、大きくほとんどの議員さんが教育委員会に関して質問をなされたのですけれども、その中で、やはり同じような、きょうのテーマに触れるとするならばですね、教育委員会の提言内容とそのことへの対応についての考え方を示してくださいというふうなことがあったのです。

○2番委員（成澤明子君）　私たちは、このことについては全く知らなかった時点ですよ。知っていましたか。

○3番委員（三浦昌明君） 知りません。

○2番委員（成澤明子君） それではその時点で、議員さんは知っていたのですか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 私のほうで委員の皆さんにすかさず連絡をすればよかったというふうに反省をしておるところでございますけれども、28日に教育委員会においていただきましてね、そして提言書を私が受領いたしました。そのときには教育長も不在でした。

午後から一般質問を頂戴しているがために課長会議がございまして、そちらのほうに出向いて教育長にそのことを報告したというのが一番直近です。ただ、その時点でも教育長は提言の内容は見ておりません。ただ、議会はですね、9月3日からが始まりなので、そのために事前に通告をいただきまして、答弁できる猶予を大抵いただいているのですね、執行部側としまして。それで、どういうふうな回答をしたらいいかというふうなことを、教育長、委員長も含めて協議したところがございますが、やはり教育委員会でいただいた文書の提言の部分については、単独で回答できるものではないということでございますので、回答できませんという回答をしたということでございます。

○教育長（佐々木賢治君） ほかの議員さんから同じような内容の質問があつて、それについては答弁してあります。この提言については、またこういった会議が開けなかったのではありませんでした。それで今こうやってお話していますけれども。あと、議会の報告については、いつもですと9月議会であれば9月の定例会、教育委員会定例会来週ありますけれども、それに間に合うようにはまとめているとは思いますが、そういった形で報告はしております。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

○2番委員（成澤明子君） それでは議員さんは私たちより先に提言というものが存在するということをお判りだったということですよ。はい、ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） 理由の1、2、3についての協議をしていただきましたが、補足することがございますか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 委員長、よろしいですか。この一つ一つの、先ほど私の考えを話しましたが、理由の1番目については、2つの法律に問題があるよということ言われています。虚偽の文書作成、違法な公文書の使用ということで、出されております。事務局としてはこういったことは到底考えられないと私は思っています。その理由はということになると思いますけど、それは先ほど三浦委員さんがちょっと話されたようでもございましたけれど、何もしてないわけではない、精査する深さ、それから会議録が残っていないから精査してないのか。そういった部分について私はどうかなと、こういうふうに思います。

教育委員のこの文書作成したのは事務局で原案をつくって決裁をいただいておりますから、起案者である私の責任もあります。私が虚偽の文書をつくったつもりもありませんし、違法な文書を使用したというふうなつもりは毛頭ありません。申しわけありません。誤解を招くようでしたら委員の皆さんにこの場でお詫びいたします。

それから、基本理念がありません。何度もこれは回答してきたつもりです。

それから、理由の3つめ、教育基本法の趣旨に反しています。法律違反ですということですね。私はそういうつもりで今までこの基本構想を扱ってきたとは解しておりません。この部分についても理由の1と同じです。あとは委員の皆さんの協議の中でその回答をつくっていただければありがたいと思います。以上です。

○2番委員（成澤明子君） 1ついいでしょうか。結局、話を聞いていると合併以前からこういう話が持ち上がって、町全体の総合計画の中にもあってということで、教育委員会基本構想を作成せよということでもって始まったということが1つですけど。24年に出す前に第1回目に出したのが平成22年でしたか、その出してから剽窃の部分があったということで、やり直しということで取り下げて、再び出すとき、その間に震災があったと思うのですけれども、そのとき落ち着いてそういうことに新しくというか、取り下げて改めて基本構想を出すということについて、落ち着いて議論できる環境だったのでしょうか。何かそういう素朴な疑問なのですか。

○教育長（佐々木賢治君） 23年の震災後ですね、他の自治体の分、これは修正して出しますと、一応報告してありますので、その部分については定例会でゆっくりはできませんでした。

○2番委員（成澤明子君） 他のことがいっぱいあったと思いますけど。

○教育長（佐々木賢治君） ですから、23年につきましては、その他への対応がいっぱいでありまして、ただ、修正したものを一応委員会で協議はしていただいております。ですから、そういったじっくり、もちろん他の自治体の部分という視点で、事務局で訂正をして、見ていただいたという経緯がございます。それが成澤委員さんに対しての。

それから、委員長、もう1つ、先ほど次長が言われましたが、教育長として教育委員会の事務局を預かっていまして、当然次長と常に協議をしております。まさに私も次長の言うとおりで、次長に責任はないというか、考え方は全く同一ですので、よろしくお願いします。

○2番委員（成澤明子君） 私も傍聴したことはないのですが、議事録だけは録音して目の不自由な方に送るという、そういうボランティアをしていますけれども、そういうわけで議事録といたしますかそういうのは毎月見させて、読んでいたりしてますけれども、美里町の教育の課題とい

うか、問題点というか、かくあるべしとか、こういう思いで時代を担う子どもたちを育てたいという、そういう素朴な私たちの願いがあるわけですね。それで、よく議事録を見ると、議事録といいですか、議会だよりを見ますと、給食についてはかなりいつでも議論されて、上っているのですが、ほかのことについてはどうなのでしょう。議題に上がっているのでしょうか。ここで聞くのもおかしい話ではあるのですが。

○教育長（佐々木賢治君） 今回、9月の定例会では、1つは学校教育についてと大きなタイトルで質問いただいております。学校のいろいろな諸問題、子どもたちの様子、学力。前は学力について御質問いただいて、それから今回はハード面ですね、グラウンド等、直す予定はどうか、そういったことももちろんございます。それも議会だよりには載っているはずですが。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） かつての前任地、前任所属でしたので、美里町議会の場合は、一般質問をした方が、どれを取り上げるか1ページ分使います。5項目も6項目もある場合があるのですね。そういったときには、自分がこれを載せたいという部分を自分でつくってくるのですよ、原稿を。そして載せているのですね。それ以外にも議案がありますので、教育委員会にもありますように、議案第何号といった部分に関しても質問があったりした部分については、これはこういった質問がありましたよというのは載ります。

ただ、成澤委員さんがおっしゃられるような給食センターに絡む関係につきましては、今まだ議案として成立しない案件なので、一般質問でしかないのです。ですから、各議員さんが質問した1ページの中に載っているというのが美里町議会の議会だよりのあり方なのです。少なくとも前回出された議会だよりまでは、そのような私がいたところと同じやり方です。今後議会だよりの編集委員会というのがありますので、そこでこういった方法ということで、変わればまた別ですが。会議録というのは、もう何百ページになる。

○2番委員（成澤明子君） そうですね、その中から抜粋したのがお便りなので。はい、ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

あと、回答する内容についての補足はこれまでで、あとございませんか。

（「はい」の声あり）

ないということで、提言の中にございます「私たちは下記の理由からこの基本構想を早急に取り下げよう提言します」ということに対して、教育委員会の回答をよろしくお願いしますということでございますので、教育委員会の方針ということで決するということになりますが、

このことについて御意見を補足的にいただければと思いますが。

先ほど三浦委員のほうから、「取り下げということについてはしない」というようなことで御意見いただいたわけですが、それはよろしいですね。

○3番委員（三浦昌明君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） 成澤委員のほうから何かないですか。

○2番委員（成澤明子君） やはり、美里町はこれから児童数も減っていくでしょうし、本当にそれぞれの学校でおいしい給食、みんなの給食、あるいはこの土地で採れたものを子どもたちに食べさせるといった、いろいろな願いを込めた給食を子どもたちに提供していくわけですが、合併前からいろいろずっと考えられてきたこの構想というものの、何かむげに捨て去るというのもやっぱりどうかなと思います。また、次長さんからの話ですと、予算の請求みたいなこともまだされていないと。今後、時代の変遷とともに、時代がいろいろ変わっていく、震災もありましたけれども、そのみではなくいろいろ変わっていく中で、もっとよりよいものに、具体化していくのではないかと思います。そういう意味で今回この提言はありますが、このまま、基本構想を提出したままでよいのかなと思います。

○3番委員（三浦昌明君） 一ついいですか。例えば、取り下げたとしてもですよ、先程来でている学校教育環境審議会を実施していますけれども、この給食施設に直接かかわったことをやっているわけではないのだけれども、少なからず給食施設にも関連した話は当然出てくると思うのです。その中で、今回の教育委員会が、学校給食施設についてアクションを起こすというのは、審議会の公正な審議にも影響を及ぼす影響もあると思うのです。ですから、こういうことは今ぶれたりして動かす必要はないのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 先ほどの考え方と同じと。では、教育長さんのほうからお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 連絡協議会の皆様にはなかなか御理解いただけないと思いますが、せっかく御提言いただきましたけれども、先程来、申し上げているとおり、取り下げはできないと思っております。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま御意見をいただきまして、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の取り下げについての提言の前文の中で、「私たちは下記の理由からこの基本構想を早急に取り下げるよう提言します」ということに対する教育委員会の回答につきましては、教育委員会の方針は変わらず、取り下げはしないということに決するわけですが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

そのようなことで、回答文につきましては、教育委員会事務局として本日協議いただいたことの基本的な項目があるかと思うのですが、その様相を文章化していただいて、回答していただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、お願いしたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 委員長、確認だけさせてください。事務局で回答文をつくることにはなるのですが、3つの理由を付していただいています、この提言は。その3つの理由をもとに提言をされていますので、やはり一つ一つに教育委員会の考え方というのですかね、その理由に対する回答というのを何かちょっとそれがよくわからないのですけれど、答えていかなければならない。そういう考え方でよろしいですか。文書の作成については。

○委員長（佐々木勝男君） 今、提言に対して理由の1、理由の2、理由の3と示されてございますので、それに対しての先ほどから協議いただいたことについてはそれぞれの項目ごとに回答しなければならないところがございますので、そこは具体的にわかりやすくというようなことで要望されておりますので、そのことを踏まえて文書化をお願いしたいと、このように思っております。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） よろしいですか、これまでいただいている理由の部分につきましては、何度もいただいていた質問だと思うのです。それを理由にされていると思います。それをこれまで議会でも、いろいろな懇談会の中でもお話をさせてもらったり、回答で、書面で行った部分もあるのですが、そういった部分からしか回答書はつくれないと思います。ただ、その回答を、きょう申しわけありませんが、傍聴に来られている方がメインとなっている協議会がありますし、内容についてはそういったことで文書を出さなくても多分わかりだと思いますけれども、あえて書面でいただいているものですから、そういった形で代表さんのほうには御回答申し上げたいと、そういうことでよろしいですね。

○委員長（佐々木勝男君） はい、お願いしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） なおですね、明日のお昼までという時間的な制約もありますので、要約させていただきたいと思います。

あと、きょうのこの会議については形として残しておきますので、よろしくお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 以上のことを踏まえて、事務局のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、回答期限が迫っておりますので、詳細にわたってはちょっと時間的なことがあろうと思ひますので、要約ということも考へてお願ひしたいと思ひます。

以上で協議事項の1、2については終了することいたしますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、平成25年9月教育委員会臨時会議を閉じることにいたします。

ありがとうございました。

午後 4時22分 閉会

上記会議の経過は、教育総務課 寒河江克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成25年11月26日

委員長

署名委員

署名委員